




## 令和5年度(令和6年度実施) 社会福祉施設等整備配分事業 募集要領

配分目的	長野県内における社会福祉施設等の利用者サービス、更生保護事業などの充実を目的に、必要な建物等の改修、機器等設備の整備、備品の購入などに対して配分します。
対象団体	社会福祉法人、更生保護法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、特定非営利活動法人【配分規程第2条(1)に定める者】 ※市町村社会福祉協議会、市町村域内で活動する任意団体、保育所、放課後児童健全育成事業(学童保育所)、地域活動支援センター等は除きます。
対象事業等	A(施設整備・修繕)又はB(備品整備)の対象事業を選択してください。 <b>A：福祉サービス提供を直接行う場となる建物内部の修繕及び設備の整備事業</b> ※建物工事の場合は、申請団体が所有する建築物又は相当期間と認められる貸借契約により民間から借用する建築物に限ります。 <b>B：福祉サービス提供に直接使用する備品を購入する事業</b> ※「備品」とは、単価10万円以上のものです。
対象外事業	長野県共同募金会のホームページの配分規程第5条に定める事業を参照してください。 例) ・介護保険法の適用における指定介護保険事業(介護保険法でいう施設サービス以外の事業で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を主たる目的とする法人が行う事業を除く。) ・建物を新築・増改築・改修する事業(屋根・外壁・外構工事等) ・申請時に既に着手している事業 ・事業の経営が、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業又は営利を目的に行っていると認められる事業、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりのある事業
配分額等	配分限度額：200万円 配分率：配分対象経費総額の80%以内(万円未満切捨て)
募集期間	令和5年(2023年)4月24日(月)～6月16日(金)
申請方法	配分希望団体は、申請書に必要な書類を添付し、長野県共同募金会に郵送により提出してください。申請書等は、配分委員会の審査資料としてそのまま複写して使用します。
申請書等入手先	長野県共同募金会ホームページ <a href="https://www.akaihane-nagano.or.jp/">https://www.akaihane-nagano.or.jp/</a>
申請書等送付先	社会福祉法人長野県共同募金会 〒380-0871 長野県長野市西長野143-8 長野県自治会館内 TEL 026-234-6813 FAX 026-234-3024 E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp 
配分決定	本会配分委員会において配分審査後、令和6年3月開催の理事会及び評議員会において募金実績に基づき配分を決定し、配分決定となった団体には決定通知書を交付します。
事業実施期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
留意事項	○配分申請にあたり、長野県共同募金会ホームページの「配分規程」及び「配分方針」を確認してください。 ○6月下旬～7月上旬に事前に連絡のうえ、申請施設のヒアリング及び現地調査を行う場合があります。 ○配分決定を受けた翌年度は、配分を申請することはできません。 ただし、同一申請者が複数の施設を経営している場合は、配分決定となった施設以外の施設に係る事業であれば翌年度も申請できます。 ○社会福祉施設等整備配分事業、自動車整備配分事業、中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の重複申請はできません。

## 社会福祉施設等整備配分事業・自動車整備配分事業



### 赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみです。」

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和22年(1947年)に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初は戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後は、法律(現在の「社会福祉法」)に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会変化の中、赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、令和5年(2023年)には、第77回目の共同募金運動を実施します。



### 過去の配分実績



	施設等整備配分事業		自動車整備配分事業	
	申請件数	配分件数	申請件数	配分件数
令和4年度	22	8	30	12
令和3年度	20	10	23	12
令和2年度	22	6	28	15
令和元年度	19	8	24	19
平成30年度	21	9	28	17

# 申請から事業実施までの流れ

## 申請

期間：令和5年4月24日～6月16日

## 審査

期間：6月中旬～8月中旬

配分委員会等で審査。配分計画（目標額）の決定。  
※事前に連絡のうえ、ヒアリング及び現地調査を行う場合があります。

## 審査結果 通知

期間：8月下旬

審査結果(配分候補)を文書により送付。

## 募金運動

期間：10月1日～3月31日

配分計画(目標額)に沿い、募金運動を実施。

## 配分決定

期間：3月末

配分決定通知を文書により送付。

## 事業実施

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日